

# 一括決済方式の展開と電子記録債権法制への対応

——最高裁平成一五年「一括支払システム契約」判決の影響をふまえつつ——

池田真朗

読者に——ひとつの判決を素材とした誌上シンポジウムの試み

本稿は、独立した一つの論文であるが、同時に、本誌八十巻七号、九号に掲載される予定の二つの論文（北居功「『一括支払システム契約』判決が残したもの——相殺予約論の観点から」（仮題）、片山直也『『一括支払システム契約』判決が残したもの——脱法行為論の観点から』（仮題））と併せ読まれることを期待して発表されるものである。これら三論文は、学界・実務界に大きな反響を呼んだ、「一括支払システム契約」という手形レスの決済手法と国税徴収法との関係をめぐって争われた事件に決着をつけた最高裁平成一五年一二月一九日判決（民集五七巻二二号二二九二頁）を素材として、この判決がその後にもたらした実務上の影響と、そこで提起され、また残された、学理上の論点を、異なる三つの側面から考究しようとするものである。

筆者らには、このような試みをする理由が以下のように存在する。まずありきたりにいえば、平成一五年の判決という、今となつてはいささか旧聞に属するとも思われる判決を素材として、一方で実務がその判決

の結論を受け入れて変容を進め、さらに新たな立法局面への対応を準備しつつある実情を明らかにし、しながら他方でなお残された理論的課題があることに学理的に注意を喚起するということである。そしてそれは実は、法科大学院時代に入つて以降の、実務を視野に入れながらの法律学の理論研究というものがいかにあるべきか、という問題に答えるひとつのモデルを提示するという、筆者らのささやかな野心の現れである。さらに、我々三名の筆者に内在する、学者としての共通の思いを付記することが許されるならば、この三論文は、ご自身の論文集を一つの寺院を朝昼晩と繰り返して描いた画家の仕事になぞらえた、我々の共通の師の業績（内池慶四郎『消滅時効法の原理と歴史的課題』成文堂・平成五年）にいささかなりとも倣おうとする試みでもある。

- 一 はじめに
- 二 いわゆる「一括決済方式」と「一括支払システム」
- 三 平成一五年判決
  - (+) 事案
  - (-) 講渡担保型の終焉
  - (-) 債権譲渡方式（信託方式）、債務引受け方式の活用の進化
  - 六 一括決済方式についての最新問題——電子記録債権法への対応
- 五 平成一五年判決の位置づけ
  - (+) 電子記録債権法案の成立の経緯
  - (-) 一括決済方式の電子記録債権への対応プラン
- 七 結びに

## 一 はじめに

筆者は、本稿で扱う最判平成一五年一二月一九日民集五七巻二号二三九二頁（金法一七〇二号六八頁、金判一八二号一三頁、以下本稿では「平成一五年判決」と略称する）については、すでに二つの論考を発表している。ひとつは、同判決の評釁である「一括支払システム契約における国税徴収法による告知書発出時点で譲渡担保権を実行する合意の効力」（金法一七一六号四一頁。以下本稿では拙稿「評釁」として引用する）であり、他のひとつは、巻頭言として執筆した「『一括支払システム契約』の出発点からの誤謬」（金判一二三三号一頁。以下本稿では拙稿「誤謬」として引用する）である。また、「一括決済方式」自体については、「債務引受と債権譲渡・差押の競合－一括決済方式における債権譲渡方式と併存的債務引受方式の比較を契機に－」（法学研究七七巻九号一頁以下、そのうち実務関係の部分については銀行法務21六四七号四〇頁以下・六四八号一四頁以下に転載。以下本稿では拙稿「競合」として引用する）を発表している。

したがって、本稿でもそれらの記述と重複する部分のあることは最初に述べておかなければならぬが、本稿の主眼は、平成一五年判決の吟味それ自体にあるのではなく、右論考を公表した後の一括決済方式に関する実務の展開について記述し、さらに平成一九年の通常国会に提出された電子記録債権法案への予測される対応について検討する点にある（ちなみに電子記録債権法案は、筆者が委員として参加していた法制審議会電子債権法部会の審議中およびその終了後平成一九年二月の法制審議会で立法要綱として取りまとめられた段階までは、「電子登録債権」法制と呼称されていたのであるが、三月一三日の閣議決定までに、「電子記録債権」法案に名称が変更されたものである。変更の理由は、「登録」という用語を使うと、国の機関が行う国の事務という印象を生じ、また税（登録免許税）の問題も起きかねないことから、電子的な記録を行うことが債権の発生・譲渡等の効力要件であることを端的に示すものとして

「電子記録」という用語を使うこととされたものである)。

## 二　いわゆる「一括決済方式」と「一括支払システム」

本稿の扱うテーマについて、最初に用語の整理と問題背景の説明をしておきたい。ことの発端は、実務における手形取引の回避にある。周知のように、もともと我が国では、各種取引債権の決済を円滑に行うための手形の制度が諸外国に類を見ないほどに発達していたが、大企業では、納入企業に対して毎月数千枚に及ぶ手形を発行するケースもあり、近年ではこの手形の発行・受け渡し・換金にかかる事務が大きな負担となつてきていた。そもそも指名債権のまでの決済処理の不安定性を改善するために権利を紙に表章して権利者(手形取得者)の保護と決済の簡易性・確実性をはかつてきた手形制度なのであるが、その「紙」の存在が運用上の負担となつてきたのである。加えて、手形における印紙税の負担も大きいということで、近年、大企業を中心に、手形を廃止し、それに代わる決済方法を採用する企業が増加してきたわけである(統計的な数字を上げれば、手形は交換枚数でいうと昭和五八年に四億二〇〇〇万枚であったものが平成一七年には一億五〇〇〇万枚に減少し、交換金額ではピークの平成二年に四八〇〇兆円であったものが平成一七年には五三〇兆円にまで激減している)<sup>(1)</sup>。

そこで、ことに大企業(親事業者)の納入企業(下請事業者)に対する支払を、下請代金遅延等防止法などに抵触しない形で、手形レスで行うために案出されたのが広義の一括支払方式である(市場規模は、平成一八年三月の非公式推計では対象債権残高が約四・八兆円はあるといわれている)。これには具体的に四種の方式があるが、そのうち、最初に考案され、昭和六一年に公正取引委員会によって認められたのが、債権譲渡担保方式を取るいわゆる「一括支払システム」である。それに続いて案出され現在行われているのは、ファクタリング(真正債権譲渡)

方式、信託方式、および平成二一年から認められた併存的債務引受方式の三種類がある（その他に、昭和六一年段階以前から一括手形方式というのも開発されていたが、これは大券の手形を考えるという、基本的に手形の発想から抜けていなかつたものであり、本稿ではこれ以上言及しない）。これら三種類の手法についての具体的な説明は、前掲「競合」に掲げたのでここでは省略する。<sup>(2)</sup> なお、いずれの方式においても間にに入る金融機関については、本稿では、わかりやすく「受託金融機関」と呼ぶことにするが、これは信託の受託者という意味ではない。

したがって、ここでは、広義の手形レス一括支払いの各方式の中に、初期に考案された債権譲渡担保方式の「一括支払システム」と、真正譲渡方式（およびそのヴァリエーションの信託方式）と併存的債務引受方式の「一括決済方式」があるという整理をするのが明瞭であろう（筆者はかつて前掲拙稿「競合」においては、これらの各方式の総称として「一括決済方式」という用語を採用し、「一括支払システム」という表現は、「一括決済方式の中の債権譲渡担保方式」という意味で用いることとしたが、後述する状況からすれば、「一括支払システム」は現在行われている「一括決済方式」とは別のものであるとしたほうが、「一括決済方式」という取引の法的な正当性を確保するためにはより適切と考える）。

しかし、債権譲渡担保方式をとる「一括支払システム」については、そこに含まれる「代物弁済条項」と呼ばれる特約（昭和六三年に追加された）に国税徴収法との関係で問題があることが判明し、国との係争が生じた。そして地裁で敗訴した平成九年の段階（東京地判決平成9・3・12金法一四七八号四二頁）からは、既に大手金融機関等では新規取り扱いを見合わせたところも多く、近年では他の三種の「一括決済方式」が多く行われるようになつてきていた。この一括支払システムについて出された、ほぼ予測されていた国税側勝訴の最高裁判決が、本稿の扱う平成一五年判決というわけである。

(1) 出所は全銀協平成一七年度版決済統計年報。この手形の減少分は、次に掲げる一括決済方式と、いわゆる期日振込に向かっていると考えられる。なお、統計数字は交換所を通した枚数であるため、銀行の合併による減少分も含まれる。

- (2) 拙稿「競合」法学研究七七卷九号四頁。  
(3) 拙稿「競合」五頁。

### 三 平成一五年判決

#### (一) 事案

平成四年一二月、X銀行は訴外A社との間で一括支払システム契約を締結した。本件一括支払システム契約の中心となるのは、次のような内容であった。(1)X銀行とA社との間で当座貸越契約を締結する。(2)A社はB社に対する売掛金債権を(1)の当座貸越の担保としてX銀行に譲渡する。(3)(1)の当座貸越は(2)の売掛債権残高を貸越極度額とする。(4)さらに、(2)の売掛債権を譲渡担保とする条項の中に、次のような約定（以下「本件合意」という）が含まれていた。「担保として譲渡された売掛金債権について、国税徴収法二四条に基づく告知が発せられたときは、これを担保とした当座貸越債権は何らの手続きを要せず弁済期が到来するものとし、同時に担保のために譲渡した売掛金債権は当座貸越債権の代物弁済に充てる」というものである（このような本件合意を入れた理由は、本件契約に基づく与信方法によると、仕入先の企業が国税を滞納し、その法定納期限が債権譲渡の確定日付以前に到来している場合には、法二四条により銀行が物的納税責任を負う第二次納税義務者になる可能性があるので、それを回避するために置かれたとされる）。その後Aは国税を滞納した上事実上倒産し、平成五年五月に国税徴収法二四条に基づ

く「本件一括支払システム契約に基づきX銀行がAから譲り受けた売掛金債権からAの国税を徴収する告知」が発せられ、同日X銀行に到達した。これに対しX銀行が、本件合意により、該当の売掛金債権は確定的にX銀行に帰属しているとして告知の取消しを請求したのが本件である。

第一審、控訴審とも、問題の本件合意は国税徴収法の適用を回避しようとするものであつて無効であるとし、X銀行が敗訴した（第一審、東京地判決平成9・3・12金法一四七八号四二頁、控訴審、東京高判平10・2・19金法五一二二号二三頁）。

## （二）判決の内容

### （1）判決要旨

いわゆる一括支払システムに関する契約において譲渡担保権者と納税者との間でされた国税徴収法二四条二項による告知書の発出の時点で譲渡担保権を実行することを内容とする合意は、同条五項の趣旨に反して無効である（補足意見がある）。

「同条二項の告知の発出と到達との間の時間的間隔をとらえ、告知書の発出の時点で譲渡担保権者が譲渡担保権を実行することを納税者とあらかじめ合意することは、同条二項の手続が執られたことを契機に譲渡担保権が実行されたという関係があるときにはその財産がなお譲渡担保財産として存続するものとみなすこととする同条五項の適用を回避しようとするものであるから、この合意の効力を認めることはできない。」

### （2）本判決の論理構成

上告理由、および本件システムを擁護する論者から、本件合意が適法であることの根拠として主張されたのは、

- ①本件合意は国税徴収法二四条五項の例外として許容される場合に当たる、②最大判昭45・6・24民集二四巻六

号五八七頁、および最判昭51・11・25民集三〇巻一〇号九三九頁は、差押えができないような財産を作り出す相殺の予約も、その担保的機能を認めるに足りる合理的な事由が存在している限り、契約自由の原則から有効であるという法理を示したものであるから、本件合意が有効であることの先例となる、③一括支払システムは、経済的合理性、相当性があるから、本件合意のような代物弁済条項は許容されるべきである、などである。<sup>(1)</sup>

本判決は、それらの主張について格別に理由を示さず原審の判断を是認するとして上告を棄却しているが、原審のいうところからすれば、その理由は、①国税徴収法附則五条四項は、手形その他政令で定める財産に限つて同法二四条の適用を除外しているのであり、一括支払システムに基づく債権譲渡担保については、政令で同条の適用を除外していない以上、同条の適用がある、②前記各判決は相殺に関する法理を判示しているものであつて、本件の直接の先例であることはできない、③一括決済システムが合理的な制度であるとしても、本件合意のような代物弁済条項が許容されるかどうかは同条五項の趣旨によつて決まるのであり、本件合意が同項の趣旨に反する以上、その効力は否定されることになる、ということになろう。

なお、本判決には亀山継夫裁判官の補足意見があり、その論旨は、本件合意はあくまでも無効であるが、一定の要件のそろつた場合には、本件合意を無効と主張することは信義則に反するというものである。その要件といふのは、①監督官庁への事前の説明と、その官庁の了解があり、②問題の合意後数年間、監督官庁からも国税庁からも、是正させるための措置が取られておらず、③問題の合意後数年間、国税徴収法二四条に基づく告知が（そのような告知をすることが可能な事例が実際に生じていたのにあえて）行われていないこと、である。しかしこちらの要件がそろつても、本件合意は有効なものに転換するわけではなく、あくまでも国税当局からの無効主張が信義則で阻まれるということに過ぎない。

### (三) 本判決の位置づけ

本判決に関連する先例としては、最判平13・11・27金法一六四〇号三七頁がある。これは、国税徴収法二四条二項の告知に先行して滞納処分としての差押通知が発せられていた事案であり、本件合意と同様の代物弁済条項があつても、そこで定める時点である告知発出時以前の差押処分通知時点で代物弁済を受けるものということはできないとしたものである。<sup>(2)</sup>したがつて、この平13・11・27は本件合意の有効性自体が直接問われた事案ではなく、今回の本判決にいたつて、本件合意の効力が初めて正面から否定されたわけである。

(1) 新堂幸司「修正一括支払システムの有効性」金法一一八三号一二頁、新堂幸司・田淵智久「一括支払システムと国税滞納処分」金法一四三五号六頁等。

(2) 最判平13・11・27の評釈としては、松本恒雄・金法一六五二号〔金融判例研究一二号〕二六頁等がある。

### 四 平成一五年判決についての私見の評価

本判決に対する私見は、前掲拙稿の評釈で明らかにしたところであり、若干重複するが、その要点を掲げる（学理的な吟味については、本稿冒頭に記した、北居・片山兩論文に期待したい）。

私見の要点は、①本判決の結論については至極もつともであると考え、賛成するということと、②ただし、この結論が債権譲渡担保契約一般に対する国税債権の優位性に拡張されることには強い懸念を表する、ということであつた。

前者①については、まず、もともと譲渡担保として自ら権利帰属をあいまいにするような法律構成を取つてお

きながら、国税徴収法上の告知が発出されたとたんに譲渡担保権が実行されて売掛金債権がXの弁済に充当されるというのは、身勝手な構成との批判を免れまいということである。国税徴収法における譲渡担保の位置づけには疑問もあるが、当事者が譲渡担保とする以上は、国税徴収法の規定の適正な解釈には服ざるをえない。そして、そもそもこういう状況の出現を避けるためには、いわゆる譲渡担保ではなく、債権の完全真正な売買をして、契約段階で権利を移転し、かつ対抗要件を具備しておけばよいだけの話である。しかも本来このスキームは、先に述べたように大企業等の手形振出の煩雜さを回避するために考案された決済システムなのであるから、「担保」として構成する必然性は全くなき。端的に、間に入る金融機関が、それらの納入企業の債権をまとめて譲り受けれるか、大企業の納入企業に対する債務をまとめて引き受けれるかという発想に立てばよいのである（この点で、単に形式を債権譲渡に切り替えても被担保債権が残るならば、つまり譲渡担保の実質が変わらないならば、なお国税債権を優先させる国税徴収法の趣旨が働きうる余地があるとの見解がある<sup>(1)</sup>が、私見は最初から担保の発想を全く入れるべきでないという見解であり、国税徴収法とは抵触の余地がない）。

それであるのに、この一括支払システム契約があえて譲渡担保としてさらに当座貸越の形態を取っているのは、筆者が前掲「誤謬」で指摘したように、金融機関がどう転んでも損をしない、つまり受託金融機関が、支払企業の万一の不払いリスクを負わないようにするために他ならないのである。<sup>(2)</sup>

また、最大判昭和45・6・24民集二四巻六号五八七頁等がいわゆる相殺予約を適法と認めているからといって、それを理由に国税徴収法に抵触する本件合意（代物弁済予約）を適法としうるわけではない。この点、本判決の説示は、「事案を異にし本件に適切でない」というのみであるが、原審では、かなり詳細な説示がされている。

原審は、「四五年判決は）民法五一一条の解釈として、相殺に関する合意が契約自由の原則上有効とされたものであり、あらゆる場合について、私人間で差押のできない財産を作出する契約を有効とする趣旨であるとまで

解することはできない」 「法は、相殺による担保的効果を他の担保とは同一視せず、租税債権も相殺との関係では一般の私法上の債権と同一の立場にあるとしたのに対し、譲渡担保については、租税の優先徵収権の確保という観点から、国税債権について特別の地位を定め、譲渡担保の効力を他の担保権並に制限するという考え方を採用したものと解される。したがつて、国税徵収に関し、譲渡担保権の効力を制限する規定である法二四条との抵触が問題となる本件は、昭和四五年最判とは事案を異にするというべきである」というのである。

そもそも相殺には遡及効があるのであつて（民法五〇六条）、意思表示は相殺に必要な方法ではあるが、相殺適状後のどこかで意思表示をしさえすればよいというものである（フランスのように、法上当然相殺の規定を持つ国もある）。ここに、相殺予約の効果を広く認める理論的基礎があるう（また、本件合意のような譲渡担保権を実行しあ物弁済をするという予約——しかも完結時には本来は当然必要とされる意思表示を要しないとする——との基本的な法的意義の相違がある）。ただし、そのような相殺予約が対第三者効を持ちうるかは別の議論であり、昭和四五年判決はそこに公知性の概念を入れて対外効の承認の理由としている。この点についても本件原審判決は、「本件条項が公知であったとしても、国税債権者はそれを前提として取引関係に入るのではないから、本件条項が公知であることは、本件において、国税債権者に対して効力を認める根拠とはならない」としている。これら原審の説示は、少なくとも形式論理としては、一定の説得力を持つと評価できよう。ただし、相殺予約の角度からのより厳密な検討は、後続の北居論文にゆだねることとしたい。

また 端的にいって、「相殺予約は他の債権者（私人）による執行を一般的に排除する特約であるのに対しして、一括支払システムの代物弁済条項は国税當局を排除することのみが目的であるから、物的納稅責任の回避を目的とした脱法行為であるとの見方が可能」<sup>(1)</sup> という評価が常識的に承認されるところであろうと思われるが、この点の詳細な議論は後続の片山論文に期待したい。

また、亀山裁判官の補足意見については、たとえば私人間で、契約上の権利を行使せず逆に相手方の行動を黙認していたような場合と異なり、他の官庁がスキームを了承し国税当局が公権の行使をしなかつたということをもつて国の信義則違反とまでいうことはいささか困難ではないかと思われる。ただし、補足意見も指摘するよう、同一省内（一括支払システムに関する監督官庁は当時の大蔵省銀行局）でこのような不整合を生じたわけであり、そのことの責任が何も問われないのかという点で、釈然としない思いは残る。

さて、もう一つ筆者がこの平成一五年判決の評積段階で意識したのは、前掲②の、本判決の債権譲渡担保契約全般に対する影響であった。拙稿「評積」では、「たとえば、現在の売掛債権担保融資（将来債権を含む）では、条件のない債権譲渡契約時に債権は形式上も実質上も移転している。このようなケースで、法定納期限以前に特例法登記等で対抗要件を具備したものについてまで国税の優先を説く裁判例が現れた場合には、強い疑念を表したい」という記述をしたが、これは、実はその段階で、具体的にその恐れを抱かせる訴訟が係属していたからである。それが、将来債権譲渡担保における債権移転時期と、譲渡担保権者の国税徴収法二四条による物的納稅責任に關する訴訟であり、筆者の見解では、本一五年判決とははつきり別の問題なのであるが、国税優先という表面的な共通点があると誤解されることを懸念したものであった。この係争事案は、東京高判平成16・7・21金法一七二三号四三頁が、将来債権譲渡担保契約における権利移転時期は譲渡担保契約時ではなく債権発生時であるという（それまでの一連の最高裁判決と方向を異にすると思われる）論理を用いて、前訴でいつたん最高裁判決最判平成13・11・22民集五五卷六号一〇五六頁によつて差押通知が譲渡（担保）通知に劣後するとして供託金還付請求権の帰属の争いに敗れた国税側に、譲渡担保権者に納稅責任ありとする主張を認めるという内容の判決を下し、筆者はこれに強く反対する評駁を発表していたところであったが、この案件は、本年（平成一九年）二月一五日<sup>(5)</sup>に、最高裁によって、筆者らの主張に沿つた完全な逆転判決が下されて一件落着した次第である（最判平成19・

2・15 金判一二六四号一八頁。本判決は各界に大きな反響を呼んでいるが、この問題については筆者の別稿等を参照<sup>(6)</sup>。

- 一括決済方式の展開と電子記録債権法への対応
- (1) 鳥谷部茂・本件判批・NBL七八八号八一頁、石田喜久夫・本件第一審判批・判評四七一号二一頁。
- (2) 拙稿「誤謬」一頁。そこでは、まさにその発想に問題があつたことを論じている。
- (3) なお、若干の付言をすれば、四五年判決の無制限説という結論自体は当然の判断であるが、同判決が認めた相殺予約の対外的効力は、それ自体に疑問が提示しうる。ここでは詳言しないが、この四五年判決については、従来の制限説の判例を先に進めて相殺の担保的機能を重視して弁済期の先后を問わないことにしたとの理解が一般であるが、これは、制限説を唱えた昭和三九年判決（最大判昭和39・12・23民集一八巻一〇号二二一七頁）のほうが、わが民法に規定のない解釈論を展開したいさか不可解なものなのであって（ドイツ民法学およびそれを吸収したわが国的一部学説の影響か）、四五年判決は、わが民法五二一条の条文通りの判断をした当然の判決であるといえる。その意味では、そこで無制限説に直す理由付けに使われた「相殺の担保的機能」というのは、逆に理由として強調される必要性がどれだけあるもののかが疑われるのであって、そこから導かれる相殺予約の対外効の承認については、それ自体見直すべきという学説（石田（喜）・前掲判批二一頁）にも一理あるというべきなのである。
- (4) 松本恒雄・本件原審評釈・判タ九七三号七〇頁。
- (5) 池田真朗「将来債権譲渡担保における債権移転時期と、譲渡担保権者の国税徴収法二四条による物的納税責任」東京高判平16・7・21の検討一金法一七三六号八頁以下。
- (6) 池田真朗「将来債権譲渡担保と国税の敗北」銀行法務21一頁、同「最高裁の当然かつ正当な判断」NBL八四四号一四頁以下。なおNBL同号は、大半を本判決に関する学者や実務家のコメントを集めた特集「決着！ 将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」に充てている。

## 五 平成一五年判決後の実務の対応

### (一) 謙渡担保型の終焉

平成一五年判決直後の実務の対応としては、今回の判決が出てもなお、一括支払システム（謙渡担保方式）そのものが全体として無効であるとか、売掛金の決済方法としてその有用性を失つたと考えることは早計ではないかとして改善策を考える意見も一部にはあったが<sup>(1)</sup>、私見の評釈では、はつきりと、本件合意を残した契約を継続させることが不適切であることは勿論のこと、手形レスの決済システムとして当座貸越の要素を持つことの必然性も問題であるし、そもそも売掛金の謙渡担保という基本構成が本件約定の設定に結びついているのであるから、もはや端的にこの謙渡担保方式は金融機関の商品としては不適切として全面的に放棄し、他の一括決済方式、すなわちファクタリング（真正謙渡）方式、信託方式、併存的債務引受方式のいずれかを採用すべきであろうと述べた。<sup>(2)</sup>その後の経緯をみると、実際に実務ではこの一括支払システムのような謙渡担保融資を前提とした契約方式は、ほとんど使われなくなつたようである。

なお、私見は、前掲評釈において、「併存的債務引受方式については、いまだ他の評釈等ではほとんど言及されていないが、これには、債務者たる大企業が債権関係から抜けないという点で債権者たる納入企業に安心感があるというメリットと、そもそも債務引受という条文のない制度を使うことから来る対抗要件の観点からの若干の問題点がある。この点は別稿で詳細に論じる予定である」と記しておいたが<sup>(3)</sup>、その点についての詳細を論じたのが前掲の拙稿「競合」である。

### (二) 債権譲渡方式（信託方式）、債務引受方式の活用の進化

さらに、現在行われている一括決済方式においては、一定の進化がみられる。それは、債権を用いての資金調達の阻害要素となる譲渡禁止特約の存在に対処するべく、債権譲渡方式ないし信託方式と、併存的債務引受方式を使い分ける部分である。

つまり、現在のスキームの代表例をあげると、債権譲渡特約がない債権を対象として債権譲渡方式をとり、以下のよう手順で進行させる（信託方式もこのヴァリエーションである）。①最初に当該債権者について債権譲渡登記の概要証明をとり、すでに別異の債権譲渡登記がなされていないことを確認する。②その後、包括的な将来債権譲渡契約を結び（通常は一年程度）、たとえば公証人役場で譲渡承諾の確定日付を取得する。③支払企業の日々の支払い明細情報を金融機関が経由して納入企業に送付し、確認する。④納入企業から異議がなければ、当該債権が金融機関に譲渡され、念のためこれらについても、確定日付を取得する。⑤納入企業から割引申し込みがあれば、金融機関が前払いをおこなう。⑥期日に支払い企業から一括して譲渡代金の支払いを受けるとともに、納入企業に当該代金を送金する。

次に、譲渡禁止特約の付されている債権については、譲渡ができないので、併存的債務引受方式を用い、以下のように行う。①債権譲渡禁止特約のついた売掛債権について、金融機関が支払企業と併存的債務引受を結ぶ（支払企業の連帶債務者となる）。②支払企業が支払明細情報を金融機関に登録し、金融機関は当該売掛債権に関する併存的債務引受者となつた旨を納入企業に通知して了解を得る。③納入企業から割引申し込みがあれば、金融機関が前払いを行う。この場合には、納入企業の同意をえて、任意代位とし、支払企業に対する求償債権を発生させる（期日前の弁済であるから、あくまでも金融機関は、支払企業に代わって立替え払いを行い、これを弁済による代位（任意代位）とするわけである）。④期日に支払い企業から一括して支払いを受け、納入企業に送金する。⑤万一、納入企業が支払企業との基本契約に違反して売掛債権の他者への譲渡をした場合も、そこで譲受人が得た

のが債権譲渡登記である場合は、いまだ対債務者対抗要件は具備されていないので、民法上の確定日付ある証書による通知、または特例法上の登記事項証明書を添えての通知があるまでは、支払企業は自らの弁済を有効な弁済としうる。もし支払企業が金融機関に支払う前に内容証明郵便等による譲渡通知を受け取った場合は、納入企業の契約違反として、一括決済方式の役務を受ける契約は失効し、支払企業は、当該譲受人に対しては、譲渡が物権的に無効であることを主張しうる。

現在の実務は、このように、当該取引における債権譲渡禁止特約の存在の有無にしたがつて、一括決済の方式を使い分けているようである。これは、現状の法律を前提としてそれに対応させようとする、実務の知恵と評することができよう。<sup>(4)</sup>

- (1) 遠山浩之「銀行の新商品開発等における実務上の留意点——一括支払システム最高裁判決を契機として——」金法一六九九号八頁)。
- (2) 拙稿評釈四四頁。

(3) 拙稿評釈四四頁。

- (4) ただし、債務引受方式が差押等との競合の場合に結局当事者の契約レベルでの立証に頼らざるを得ないとの問題点があることは、拙稿「競合」で論じたとおりである。また、筆者は本文に後述するように、譲渡禁止特約の存在が債権流動化取引の阻害事由になつてゐるという認識のもとに、新しい電子記録債権法においては、(譲渡制限はできるにしても)少なくとも全面的な譲渡禁止特約は認めないという制度にすべきと法制審議会部会において強く主張したが、(反対論には説得的な理由は乏しいと感じられたものの)多数の賛同は得られなかつた。

## 六 一括決済方式についての最新問題——電子記録債権法への対応

### (一) 電子記録債権法案の成立の経緯

現下の一括決済方式の問題は、二〇〇七年三月に国会に上程された、電子記録債権法（案）への対応である。この法律の実現については、筆者はすでに二〇〇四年の段階で予告し<sup>(1)</sup>、しかし少なくとも現行法のもとでは、紙の負担が重くなつた手形取引を、このような一括決済方式によつて代替することには大きな意味があるとして、平成一五年判決が、譲渡担保方式以外の一括決済方式の進展に誤つた足かせにならないことを願うという記述をしておいた。<sup>(2)</sup>

その後、電子記録債権法制定については、経済産業省、法務省の研究会を経て、法務省法制審議会電子債権法部会、金融庁金融審議会第二部会・情報技術革新WG合同会合で要綱案の審議がされ、二〇〇七年二月に法制審議会の総会において答申が決定され、三月の閣議決定を経て法務省と金融庁の共同提案で通常国会に法案が提出される運びとなつた。<sup>(3)</sup>

したがつて、本稿執筆段階においては、実務界では、この電子記録債権法への一括決済方式の対応が検討されているところである。

### (二) 一括決済方式の電子記録債権への対応プラン

電子記録債権制度を一括決済方式に適用するには、どのような対応策が必要になるのか。これについては、現在業界での検討が進められている段階と思われるが、法案自体も（二〇〇七年四月段階では）これから審議ということであるし、その後の政省令の整備も関係しているので、ここでは大まかなプランを想定するにとどめる。

まず、想定される状況は、売掛債権がそのまま電子記録債権とされ、この電子記録債権について一括決済の対象として債権譲渡なり債務引受をするところから始まる。

① ただしこの段階すでに、現在の法案では、全面的な譲渡禁止特約も（筆者は強く反対したところであるが）認められるので、支払企業側が譲渡禁止特約を付さないことをあらかじめ前提しておかなければならない。

② 次に、現在の法案では、原因債権と電子記録債権は別債権という仕切りとなっているので、原因債権と電子記録債権とが別異の処分をされないように配慮する必要がある。この点は、筆者が既に公表した論考で検討し、法制審議会部会でもその趣旨で検討されたように、手形振出とのアナロジーでいえば、電子記録債権の発生記録までに原因債権が他に譲渡されて確定日付のある通知がなされているという状況がなければ、発生記録がされたことが（手形が振り出されたことと同様に）債務者にとっては債権譲受人に対する民法四六八条二項の抗弁事由となる。つまり判例は、手形が振り出されたケースについて、手形の引渡しと引き換えでなければ原因債権の支払いをしないと抗弁できるとする（最判昭和35・7・8民集一四巻九号一七二〇頁）、それと同様に考えれば、電子記録債権の支払等記録がされるまでは原因債権の弁済をしないという抗弁が成り立つことになるのである。<sup>(1)</sup> したがって、債務者企業および一括決済方式の受託金融機関としては、電子記録債権の発生記録以前に譲受人が民法上の第三者対抗要件（対債務者対抗要件を含む）を具備していないことを確認しさえすればよい（なおこの点で注意すべきは、譲受人は動産債権譲渡特例法上の登記で第三者対抗要件を取得していくも、同法の登記だけでは債務者に認識されず対債務者対抗要件を具備していないので、債務者からその後の電子記録債権の発生記録を対抗されてしまう）。これは特例法登記が債務者に知らせずに第三者対抗要件のみを取得できるようにした制度設計上の弱点ということになる<sup>(2)</sup>。逆にいえば、一括決済方式の受託金融機関としては、右記の状況を確認しておきさえすれば、原因債権のほうに第三者対抗要件を具備する必要はない。なお、電子記録債権についても差押が可能であるが、納入業者

の債権に差押がされる状況になつても、差押の段階で受託金融機関に電子記録債権の譲渡記録が済んでいれば、受託金融機関への譲渡が優先することになる。

③もつとも、手形と電子登録債権のアナロジーで右記のように処理するといつても、それは、電子記録債権が、原因債権の支払い手段として（手形でいえば、原因債権の支払いのために）発生していることを証明しうるものでなければならぬ。つまり、原因債権と電子記録債権（あるいは手形債権）が無因性をもつた別債権だという説明をしても、この債務者の抗弁が成り立つためには、両債権に牽連性が存在しなければならないのである（つまり、従来の「無因性」の説明は、原因関係の無効取消し等か手形債権に及はない、という意味に限定されているのであって、後の処理にはある意味での有因性、つまり両債権の存続上の結びつきが証明されなければならないのである<sup>(6)</sup>）。この点、現在の法案では、原因債権と電子登録債権の関係については当事者の意思にゆだねることにして格段の規定を置いていないので、たとえば、納入企業（債権者）と支払企業（債務者）の間の一括決済基本契約書に、原因債権の支払い手段として電子記録債権を利用することを合意する旨の条項を入れ、包摃的に原因債権と電子記録債権の関係性を明示することが必要であろう。その上で、実際に反復的な納入契約の場合には、ウェブ上で電子契約で発注をかけ、そのまま当該各契約で発生する原因債権をすみやかに電子記録債権として発生記録するということが（二重処分リスクを回避するためにも）適切であろう。

④なお、売掛債権などの場合には、納入検品の段階での不良品の発生等によって、後からの債権額の変更があらう。したがつて、すみやかに電子記録債権化した後にこのような状況が起つた場合の処理が問題になる。これについては、個々の電子記録債権の発生記録時に、「原因債権に瑕疵がある場合には、支払い停止ができる」という特記事項を入れるという案もあるが、しかしこの案は債権者側に不利な条件として下請法上の問題が生じないかも検討すべき余地があるし、私見ではそれよりも、電子記録債権としてすみやかに額を確定させて流

通・決済の用に供してしまい、不良品等の発生による減額は別に債務者側からのその分の反対債権を発生させることを基本契約書で合意しておくほうがよいのではないかと考える。ことにグループ企業間等、取引の継続に双方の信頼関係がある場合にはそのやり方のほうが便宜である。目減り分の反対債権についても電子記録債権として、後から発生した納入債権と対当額で相殺し、支払等記録をすればよいのである（電子記録債権同士の相殺による債権消滅も本法案での「支払等記録」となり、債権消滅の時点が明示的に証明される。さらにこの場合には資金移動をせずに権利段階での消し込みをするわけであるから、実質的に一枚一枚交換によって現実の資金移動をさせることになる<sup>(7)</sup>）。手形の処理よりもはるかに便宜である。ただし、（民法上の）相殺自体は一方当事者の一方的な意思表示ができるわけであるが、（対当額で消滅する自働債権と受働債権の両者とも電子記録債権であるとして）相殺を理由として両方の債権につき支払等記録（つまり抹消記録）をするについては、一方の債権者のみの単独の請求で二つの債権の記録を消せるわけではない。支払等記録の請求は、①まず当該支払等記録についての電子記録義務者が単独でできるのだが（法案二五条①項一号）、電子記録義務者というのは、法案二条⑧項により、「電子記録をすることにより、電子記録上、直接に不利益を受ける者」をいうので、相殺によって消える債権の債権者ということになる。したがって、たとえば自働債権甲の債権者がAが自分の債権の記録は単独で消せるということになる。けれどもそれだけではナンセンスで、Aが消したいのは、自分の甲債権ではなく相手Bの自分に対する受働債権乙の記録のほうであるのだから、問題はAがどうやって乙債権の記録を消せるか、ということである（乙債権の記録を明瞭に消さないと、後は第三者の差押え等に対抗するためには実体法上相殺がいつあつたかという主張立証をAがしなければならないことになつて、それではこれまでの問題状況と比べて何ら進歩がない）。もちろん、受働債権乙の債権者Bは自分の債権を単独で消せるのだから、Bが積極的に乙債権の支払等記録をやつてくれればよいのは当然である。そうしてくれない場合は、②Aとしては、法案二五条①項三号イが、支払等記録の請求は電子記録債務者（法案二〇条①項により、「発生記録における債務者又は電子記録保証人」）が、電子記録義務者

## 一括決済方式の展開と電子記録債権法制への対応

やその相続人等の全員の承諾を得た場合には電子記録債務者だけでもできる、としているので、結局乙債権の債権者Bの承諾を得ればAが乙債権の支払等記録を請求できるということになる。そうすると、Aが相殺によって甲乙両電子記録債権の記録までを消すには、実質的にAB両者間での支払等記録の請求に関する合意が必要ということになる。そうするとそれは結局、AB間で「甲債権と乙債権とを相殺する」と相殺契約をして、それをもとに両債権の支払等記録をするのと実質的には変わらないということになる。それでも、このような相殺ないし相殺契約をして電子記録債権同士を支払等記録で消し込むことは、資金移動なしにした相殺による簡易な決済について、記録原簿に明確な記録が残ることになり、これまでの相殺による債権消滅が問題点として持っていた第三者への証明という点で大いに利点があると言つてよい。なお付言すれば、③Aが相殺契約でない民法上の相殺をしてBが乙債権の支払等記録に応じないという場合には、Aは、法案二五条②項の規定により、Bを被告として、その承諾を求める訴訟を提起し、当該承諾を命ずる判決を得て、支払等記録の請求をすることになる。

- (1) 池田真朗「金融システムの電子化についての法的検討——「電子債権」への新たな取組みを中心に——」銀行法務21六三四号〔二〇〇四年七月号〕二四頁以下、池田真朗「電子債権論序説——産業構造審議会小委員会報告書を契機に——」NBL七九〇号〔二〇〇四年八月一日号〕三五頁以下。
- (2) 抽稿評釈四四頁。
- (3) 検討の経緯については、池田真朗「電子登録債権——中間試案の検討と若干の試論——」金法一七八一号八頁以下〔特集・電子登録債権法制と金融」「金融法学会第二三回大会資料〕の一部である。以下拙稿「電子登録債権」として引用。なお、ここでは、当該論文発表時の呼称のままで引用する。池田真朗「電子登録債権法制立法試論——売掛債権活用の観点から——」金法一七八八号一〇頁以下（以下拙稿「立法試論」として引用）、およびそれらに掲記した諸論考を参照。
- (4) 前掲拙稿「電子登録債権」金法一七八一号一五頁、同「立法試論」金法一七八八号一四頁。

(5) 前掲拙稿「電子登録債権」一五頁、同「立法試論」一五頁。

(6) 前掲拙稿「立法試論」一六頁の論理からはそのようになるはずである。

(7) 筆者は、このよう電子記録債権同士で相殺し支払等登録をすることによって資金移動なしに決済を完了できることを電子記録債権の大きなメリットとみており、グループ企業間の決済におけるC M S (キヤツシユ・マネジメント・システム) 等に活用すべきものと考えている。前掲拙稿「立法試論」二一頁一二三頁参照。

## 七 結びに

筆者は、一括決済方式の手形レスでの決済の合理性を評価し、(金融機関は譲渡担保や当座貸越などと技法を入れずには適切なリスクも取つて)この制度が適切に成長するべきと主張してきた。その意味で、今回の電子記録債権法制の導入についても、そもそも電子記録債権は反復的・定型的な取引に適応性が高いとみて、一括決済方式が電子記録債権法制を生かせる代表的なビジネスモデルの一つであると評価してきた。<sup>(1)</sup>

ただ、一方で筆者は、長く中小企業の資金調達の促進・多様化についての検討や制度作りにかかわってきたが、その観点から一括決済方式をみると、この制度は実際には支払側の大企業に大きなメリットを与えるものの、納入企業としての中小企業の資金調達に寄与する部分は比較的乏しい(中小企業側の資金調達という意味では、手形と比較しても、割引依頼先を選べないというデメリットがある)。また電子記録債権法制にもその最初の研究会段階から関与してきたが、この制度も当初は経済産業省において中小企業の資金調達に資する制度として設計を議論されていたのであるが、現在出来上がろうとしているものがどのように具体的に中小企業の資金調達に資するものになるかは、いささか見えにくい状況になつていて<sup>(2)</sup>いる。

一括決済方式が納入企業にとつての資金調達手法たりうるためには、やはり、期限前資金化、つまり一括決済方式の受託金融機関が納入企業に対して一定の基準で期限前の前払いをする制度が、現在のように納入企業の個別の依頼の審査によるのではなく、何らかの指標化された目利きを前提とした与信システムとして制度的に組み込まれる必要があろう。このような段階にまで進んでこそ、一括決済方式は、支払企業、納入企業、受託金融機関の三者にとってハッピーなスキームとなるのである。電子記録債権を対象とする場合には、その記録電子データの活用（可視性、処理可能性の増大）がそのようなスキーム作りに寄与することはできないのか。このあたりが実質的には今後の最大の課題となろう。

最後に付言すると、筆者は、以前から、「およそ、金融スキームにおいて、参加する各当事者のうちに、利益は得つつリスクを全く負担しない者が一者だけ存在するスキームというものは、やはり、どこか不当とは言わな  
いまでも不合理なのである」と主張してきた。<sup>(3)</sup>これが、法科大学院の「金融法」において筆者の最も強調するスタンスでもある。理想論にすぎるという批判もあるかもしれないが、金融は法律関係において最も当事者の利益追求が先鋭に表に出る分野である。それだからこそ、特定のプレーヤーのみの利益に偏しない研究や、実務の要請を公平に根拠づけ、法的な正当性の確保をはかりつつ取引の支援促進に資する研究が強く求められるのであって、金融法にかかる「学者」の存在意義はまさにそこににあることを忘れてはならないと思うのである。

- (1) 池田・前掲「電子債権論序説」NBL七九〇号三九頁。
- (2) 本稿では詳論する余裕がないが、筆者が全国信用保証協会連合会での研究会の座長として制定に関与した、いわゆる「売掛債権担保融資保証制度」（平成二十三年一二月一七日より施行）にも、電子記録債権をどう活用できるかが大きな問題となろう。
- (3) 前掲拙稿「誤謬」一頁。

〔追記〕 本稿の一部は、大学院高度化推進費の助成を受けた慶應義塾大学大学院法学研究科プロジェクト科目「国際新種契約法」の研究成果である。

(一〇〇七年二月二八日稿、同年四月二〇日補訂)